

<姫路港・相生港・赤穂港船舶航行安全連絡会>

事務局：姫路海上保安部交通課

令和元年12月2日

1. 設立の趣旨

交通が集約している港湾では、大型客船の入港、大型のプロジェクト工事のほか、花火大会、ペーロン大会等の地域に密着した各種行事が頻繁に行われており、これらが安全に行われるには、主催者や各種法令による規制だけではなく、ここに来られている港湾を利用する事業所の皆様や行政機関との間で話し合い、合意形成を行うとともに航行安全対策を講じてもらうことで、事故防止が図られます。

これまで、姫路海上保安部では、港長と直接関係機関が話し合う「姫路港長との意見交換会」などの会議の場においてのみ、関係する事業者、関係機関の皆様から海上交通行政に対する要望等を聴取し、港内交通の行政の見直し等を図るなどしておりましたが、交通が集約している港湾での、大型客船の入港、大型のプロジェクト工事、花火大会、ペーロン大会等の地域に密着した各種行事などを行うにあたって、水域を利用している皆様との話し合い、意見交換が出来ておらず、このたび、海上保安協会姫路支部の会員の皆様に主体とした「姫路港・相生港・赤穂港船舶航行安全連絡会」を設立し、姫路保安部等の行政機関が主体で行うのではなく、会員の皆様が主体となって日頃から考えている各種問題、案件などを、関係する会員や事業所と話し合う、意見交換して頂き、事故防止に繋げていくことを目的に設立しています。

このように、この連絡会は、海上交通の行政機関である姫路保安部や行政機関だけで問題解決するのではなく、広く水域を利用されている事業者（会員）の皆様の意見を頂くとともに、皆様も主体的に考えて頂き、それを合意形成していくことで、地域に即した事故対策等を図り問題を解決していくための組織であり、今後、皆様におかれましては連絡会を有効活用して頂きたいと考えています。

2. 規約改正

連絡会の規約については、会員の皆様に郵送させて頂き、指摘等なければ、時限的に10月8日に制定としてご連絡させて頂いておりましたが、規約第5条（会議）において、このたび、「会議の議事進行は、会員の中から互選により選出する。」を規約第2項に追記させて頂いております。

これについては、先ほどから様々な案件について、会員主体で、意見交換するという方式の会議運営を行うに当たっては、会議運営をスムーズに行うために、参加される会員の中から、この中で一番詳しい方が議事進行を行うことが効率的であるとの理由で、この項目を追加させて頂いております。

(改正案)

○姫路港・相生港・赤穂港船舶航行安全連絡会総会規約

制定 令和元年 10 月 8 日
一部改正 令和元年 12 月 2 日

(名称)

第 1 条 この会の名称は、姫路港・相生港・赤穂港船舶航行安全連絡会総会（以下、「総会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 この総会は、会員が保有する情報を相互に連絡・共有し、もって船舶航行の安全を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 総会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事故防止の取り組みに関すること。
- (2) 事故防止の推進及び会員間における連携に関すること。
- (3) 安全航行のための問題点、改善策に関すること。
- (4) 意見交換
- (5) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第 4 条 総会の会員は、(公財)海上保安協会姫路支部の会員をもって構成する。

2 会員は必要があると認めるときは、会員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

(会議)

第 5 条 会議は(公財)海上保安協会姫路支部長が招集する。

2 会議の議事進行は、会員の中から互選により選出する。

3 会議は会員が必要と認めるときは、予め開催理由を事務局へ説明し、出席する会員を協議・調整のうえ開催を通知する。

4 開催場所は原則として、姫路海上保安部とするが、適宜、決定する。

(部会)

第 6 条 総会には地区毎に「姫路港船舶航行安全連絡会」「相生港船舶航行安全連絡会」「赤穂港船舶航行安全連絡会」「姫路港旅客船等関係事業者業務連絡会（平成 27 年 12 月 9 日）」の部会を置く。

2 部会の運営は総会を準用する。

(事務局)

第 7 条 この総会、部会の事務局は姫路海上保安部交通課とする。

附則

この規約は令和元年 10 月 8 日から施行する。

附則

この規約は令和元年 12 月 2 日から施行する。

(現行)

○姫路港・相生港・赤穂港船舶航行安全連絡会総会規約

制定 令和元年 10 月 8 日

(名称)

第 2 条 この会の名称は、姫路港・相生港・赤穂港船舶航行安全連絡会総会（以下、「総会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 この総会は、会員が保有する情報を相互に連絡・共有し、もって船舶航行の安全を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 総会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事故防止の取り組みに関すること。
- (2) 事故防止の推進及び会員間における連携に関すること。
- (3) 安全航行のための問題点、改善策に関すること。
- (4) 意見交換
- (5) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第 4 条 総会の会員は、(公財)海上保安協会姫路支部の会員をもって構成する。

2 会員は必要があると認めるときは、会員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

(会議)

第 5 条 会議は(公財)海上保安協会姫路支部長が招集する。

2 会議は会員が必要と認めるときは、予め開催理由を事務局へ説明し、出席する会員を協議・調整のうえ開催を通知する。

3 開催場所は原則として、姫路海上保安部とするが、適宜、決定する。

(部会)

第 6 条 総会には地区毎に「姫路港船舶航行安全連絡会」「相生港船舶航行安全連絡会」「赤穂港船舶航行安全連絡会」「姫路港旅客船等関係事業者業務連絡会（平成 27 年 12 月 9 日）」の部会を置く。

2 部会の運営は総会を準用する。

(事務局)

第 7 条 この総会、部会の事務局は姫路海上保安部交通課とする。

附則

この規約は令和元年 10 月 8 日から施行する。